

## 中間検査・完了検査(現場検査)用図書作成及び取扱要領

### 対象の検査・届出

- ・都市計画法第 36 条
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法第 18 条第 1 項
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法第 17 条第 1 項
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法第 17 条第 4 項
- ・宅地造成及び特定盛土等規制法第 19 条第 1 項
- ・建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号等
- ・枚方市開発事業等の手続等に関する条例第 26 条第 1 項及び第 2 項

オンライン申請はこちらから→  
(枚方市電子申請サービス(Logo フォーム))  
<https://logoform.jp/form/H276/468776>



令和 6 年 3 月  
枚 方 市

# 目 次

1. 中間・完了検査(現場検査)申請取扱要領	1
2. 検査申請書類一覧表	3
《開発許可・盛土許可等(法・条例中間検査)》	3
《開発許可・盛土許可等(法・条例完了検査)》	4
《盛土定期報告》	5
《道路位置指定》	6
3. 条例第7条関係中間検査届出書(様式第15号)	7
4. 条例第7条関係完了検査届出書(様式第14号)	8

## 1. 中間・完了検査(現場検査)申請取扱要領

都市計画法、宅地造成及び特定盛土等規制法(以下、盛土規制法 という)及び枚方市開発事業等の手続等に関する条例等に規定する、中間検査・完了検査等については、次のとおり取り扱います。

### (1)検査日

検査の実施日は、火曜日・木曜日の午後とします。ただし、当日が祝祭日の場合は、検査は行いません。また、雨天の場合は順延とする場合があります。

なお、盛土規制法に基づく中間検査の実施日は、火曜日・木曜日の午後を除く平日とします。

### (2)検査受付

検査は、予約制、先着順です。

枚方市電子申請サービス(Logo フォーム)にて申請してください。

検査の受付締切は、2開庁日前の午前中までです。それぞれの受付締切日の午前中までに、関係図書の提出があるときに受付を行います。

例)火曜日の検査は前週の金曜日(金曜日又は月曜日が祝日の場合は木曜日)の午前中が締切  
検査が混雑する場合など、検査日の予約状況でお断りする場合がありますので、ご了承ください。

### (3)検査時間の決定

火曜日の検査時間については、検査日の2開庁日前の夕方に決定します。決定した時間は、書類提出の際に使用したメールにお知らせします。

### (4)実施方法

検査は、関係課による合同検査とし、現場が検査できる状態でない場合は実施しません。

また、検査は、各担当課が分かれて一斉に行いますので、対応できる人数での立合いをお願いします。

特に代理者及び施工者の方は、必ず立会いをお願いします。

検査に必要な機器等については、各担当課に確認してください。

### (5)条例中間検査

条例中間検査は、地下埋設管等の布設、道路側溝等の整備その他協議による整備等が完了し、道路舗装工事前に行います。

### (6)条例中間検査手直し

条例中間検査の結果、手直し等整備必要箇所がある場合は、関係課の指示書等に基づき手直し工事を施工し、施工完了後に完了検査を受けてください。

### (7)法中間検査(盛土規制法)

法中間検査は、一定規模以上のもので施行後に確認することのできない箇所について行うものであり、中間検査合格証の交付を受けなければ特定工程後の工程に着手することはできません。

### (8)法中間検査手直し(盛土規制法)

是正後に改めて再検査を受けてください、検査完了後に次の施行工程に進むことになります。

### (9)盛土定期報告

盛土規制法の許可を受けた工事のうち定期報告の対象となるものについて、3か月以上の工事は、3か月ごとに、報告してください。

### (10)法・条例完了検査等

完了検査及び盛土規制法に基づく確認は、工事完了(道路舗装工事完了、公共・公益施設工事完了、移管等申請手続終了、全ての土石除却)後に行います。

(11)法・条例完了検査等手直し

完了検査の結果、手直し等がある場合は、関係課の指示等に基づき手直し工事等の後、再検査を受けてください。

(12)提出書類及び提出先

検査用図書は、検査申請書類一覧表に基づき、枚方市電子申請サービス(LoGo フォーム)で提出してください。

ただし、押印が必要な書類や登記簿など原本の提出が必要な場合は、検査日までに別途郵送または窓口にて審査指導課まで1部提出してください。

開発申請区域は分筆手続き完了後、申請区域全ての土地登記簿謄本を提出してください。

帰属・寄付の用地は分筆し、所有権以外の権利の登記が存在する場合は抹消後の土地登記簿謄本を提出してください。

土地登記簿謄本は、以下のいずれかの方法で提出してください。

- ① 枚方市電子申請サービス(LoGo フォーム)で謄本の写しを提出した後、検査日までに別途、原本を提出してください。
- ② 枚方市電子申請サービス(LoGo フォーム)で照会番号一覧を提出してください。

(13)宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査合格証

中間検査終了後、審査指導課が中間検査合格証を発行します。

(14)土石の堆積に関する工事の確認済証

確認終了後、審査指導課が確認済証を発行します。

(15)検査済証

完了検査終了後、関係課の完了報告をもって審査指導課が検査済証を発行します。

(16)その他

完了検査の届出は、条例分と同時に都計法・盛土規制法・建基法に基づく完了の届出書・申請書も併せて提出してください。

都計法29条許可時等に副本に添付している、『「開発等工事施工状況報告書等」指示書』に記載されている資料を提出してください。

この要領に定めるもののほか、所管課において特に必要とする図書等がある場合は、別途所管課に提出してください。

## 2. 検査申請書類一覧表

### ◎ 開発許可・盛土許可等(法・条例中間検査)

		必要書類			
		開発許可	盛土許可等		
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積	
(盛土規制法)	法中間検査	1. 中間検査申請書(盛土規制法)		○	○
		2. 委任状(注1)		○	○
		3. 位置図		○	○
		4. 土地利用計画図		○	○
		5. 造成計画平面図(特定工程に係る工事の内容を明示したもの)		○(審査指導課)	○
(条例中間検査(条例第七系関係))		1. 中間検査届出書(条例)	○	○	
		2. 委任状(注1)	○	○	
		3. 位置図	○	○	
		4. 土地利用計画図	○	○	
		5. 造成計画平面図	○	○	
		6. 排水施設計画平面図	○(下水道管理課、下水道維持課)	○	
		7. 公園施設計画平面図	○(道路公園管理課(道路・公園担当))		
		8. 公園用地地下埋設物平面図	○(道路公園管理課(道路・公園担当))		
		9. 公園施設構造図	○(道路公園管理課(道路・公園担当))		
		10. 植栽計画図・求積図	○(道路公園管理課(緑化担当))	○	
		11. ごみ置場計画平面図	○(ごみ減量推進課)	○	
		12. 集会施設建築計画図	○(市民活動課)		
		13. 防火水槽施設構造図	○(危機管理政策課)	○	

注1:代理届出等の場合に添付してください。押印の有無は問いません。  
(補足)

1. 各書類は、枚方市電子申請サービス(LoGo フォーム)で提出してください。
2. この表以外に関係課において特に必要とする図書は、別途提出を求めます。

◎ 開発許可・盛土許可等(法・条例完了検査)

		必要書類		
		開発許可	盛土許可等	
			宅地造成、 特定盛土等	土石の 堆積
法 条 例 完 了 検 査 ( 都 計 法 第 三 の 三 条 条 例 第 七 条 関 係)	1. 工事完了届出書(都計法)	○		
	2. 完了検査申請書(盛土規制法)		○	
	3. 確認申請書(盛土規制法)			○
	4. 完了検査届出書(条例)	○	○	○
	5. 委任状(注1)	○	○	○
	6. 位置図	○	○	○
	7. 地籍図(公図)[新・旧](申請区域を着色)	○	○	○
	8. 新旧地番対照表(変更の無い地番も列記)	○	○	○
	9. 土地登記簿謄本(申請区域全筆)(注2)	○	○	○
	10. 土地利用計画図(縮尺明記)	○	○	○
	11. 造成計画平面図	○	○	○
	12. 造成計画断面図	○	○	○
	13. 排水施設計画平面図(縮尺明記)	○	○	○
	14. 崖及び擁壁の断面図		○	○
	15. 崖及び擁壁の背面図		○	
	16. 崖面崩壊防止施設の断面図		○	
	17. 崖面崩壊防止施設の背面図	○(下水道管理課、下水道維持課)	○	○
	18. 排水施設構造図		○	○
	19. 防災計画平面図		○	
	20. 防災計画断面図		○	
	21. 丈量図(許可申請に関連のある土地の全面積、盛土又は切土をする土地の面積)		○	○
	22. 公共・公益施設用地確定平面図	○(注3)	○	○
	23. 公共・公益施設用地丈量図	○(注3)	○	○
	24. 公園施設計画平面図	○(道路公園管理課(道路・公園担当))		
	25. 公園用地地下埋設物平面図	○(道路公園管理課(道路・公園担当))		
	26. 公園施設構造図	○(道路公園管理課(道路・公園担当))		
	27. 植栽計画図・求積図	○(道路公園管理課(緑化担当))	○	
	28. ごみ置場詳細平面図	○(ごみ減量推進課)	○	
	29. 集会施設建築計画図	○(市民活動課)		
	30. 防火水槽施設構造図	○(危機管理政策課)	○	
	31. 工事写真(施工中及び完了写真)	○	○	○
	32. その他(報告資料等)(注4)	○	○	○

注1:代理届出等の場合に添付してください。押印の有無は問いません。

注2:以下のいずれかの方法で提出してください。

① 枚方市電子申請サービス(LoGo フォーム)で謄本の写しを提出した後、検査日までに別途、原本を提出。

② 枚方市電子申請サービス(LoGo フォーム)で照会番号一覧を提出。

注3:道路公園管理課(道路・公園担当)、道路公園管理課(緑化担当)、下水道管理課、ごみ減量推進課、市民活動課、危機管理政策課、文化財課

注4: 指示書をご確認ください。

(補足)

1. 各書類は、枚方市電子申請サービス(LoGo フォーム)で提出してください。

2. この表以外に関係課において特に必要とする図書は、別途提出を求めます。

◎ 盛土定期報告(法)

		必要書類	
		宅地造成、特定盛土等	土石の堆積
定期報告	1. 報告書(盛土規制法)	○	○
	2. 委任状(注1)	○	○
	3. 工事写真(報告の時点における盛土、切土又は土砂の堆積を行っている土地及びその付近の状況が分かるもの)	○	○
	4. 平面図(報告対象を明示したもの)	○	○
	5. その他(報告資料等)(注2)	○	○

注1:代理報告の場合に添付してください。押印の有無は問いません。

注2:審査指導課にお尋ねください。

(補足)

1. 各書類は、枚方市電子申請サービス(LoGo フォーム)で提出してください。

◎道路位置指定 建基法第42条関係

◎市条例第7条関係

		必要書類
(市条例七条関係) 中間検査	1. 中間検査届出書(条例)	○
	2. 委任状 <sup>(注1)</sup>	○
	3. 位置図	○
	4. 土地利用計画図	○
	5. 造成計画平面図	○
	6. 排水施設計画平面図	○
	7. ごみ置場計画平面図	○
完了検査(建基法四十二条市条例七条関係)	1. 道路の位置の指定申請書 <sup>(注2)</sup>	○
	2. 完了検査届出書(条例)	○
	3. 委任状	○
	4. 設計説明書	○
	5. 印鑑証明書	○
	6. 代表者事項証明書 <sup>(注3)</sup>	○
	7. 地籍図	○
	8. 土地登記簿謄本 <sup>(注3)</sup>	○
	9. 明示指令書	○
	10. 水利権利者等の同意書	○
	11. 道路位置指定申請図(縮尺を明記)	○
	12. 現況図	○
	13. 土地利用図	○
	14. 造成平面図	○
	15. 造成断面図	○
	16. 排水施設平面図	○
	17. 排水断面図	○
	18. 流末(水路)構造図	○
	19. 排水施設構造図	○
	20. 道路縦横断面図	○
	21. 求積図	○
	22. 擁壁構造図	○
	23. 公共・公益施設用地確定平面図	○
	24. 公共・公益施設用地丈量図	○
	25. ごみ置場詳細平面図	○
	26. 工事写真(施工中及び完了写真)	○
	27. その他(報告資料等) <sup>(注4)</sup>	○

注1:代理届出等の場合に添付してください。押印の有無は問いません。

注2:別紙「道路の位置の指定等申請書及び申請図の作成について」をご確認ください。

注3:以下のいずれかの方法で提出してください。

① 枚方市電子申請サービス(LoGo フォーム)で謄本の写しを提出した後、検査日までに別途、原本を提出。

② 枚方市電子申請サービス(LoGo フォーム)で照会番号一覧を提出。

注4: 指示書をご確認ください。

(補足)

1. 各書類は、枚方市電子申請サービス(LoGo フォーム)で提出してください。

2. この表以外に関係課において特に必要とする図書は、別途提出を求めます。



## 中間検査届出書

年 月 日

(あて先)  
枚 方 市 長

開発者(建築主)	住 所
	氏 名
	電 話
代理人	住 所
	氏 名
	電 話

下記の開発事業に係る公共・公益施設の整備等に関し中間検査を受けたいので、枚方市開発事業等の手続等に関する条例第 26 条第 2 項の規定により届け出ます。

### 記

協 議 種 別	条例第 7 条 ( 開発許可・位置指定 ( )・ 宅造許可 (宅地造成・特定盛土等・土石の堆積) 都計法第 42 条・都計法第 43 条)
開 発 地 ( 建 築 位 置 )	枚方市
条例第 7 条による協議 受付年月日及び番号	年 月 日 都調 第 - - 号
都市計画法第 29 条に基 づく許可年月日及び番号	年 月 日 都査 第 - 号
宅地造成及び特定盛土等 規制法第 12 条に基づく 許可年月日及び番号	年 月 日 都査 第 - 号
備 考	

完了検査届出書

年 月 日

(あて先)  
枚 方 市 長

開発者(建築主) 住 所  
氏 名  
電 話  
代理人 住 所  
氏 名  
電 話

下記の開発事業に係る公共・公益施設の整備等に関し、完了検査を受けたいので、枚方市開発事業等の手続等に関する条例第 26 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

協 議 種 別	条例第 7 条 ( 開発許可・位置指定 ( )・ 宅造許可(宅地造成・特定盛土等・土石の堆積)・ 都計法第 42 条・都計法第 43 条)
開 発 地 ( 協 議 地 )	枚方市
条例第 7 条による協議 受付年月日及び番号	年 月 日 都調 第 - - 号
都市計画法第 29 条に基づく 許可年月日及び番号	年 月 日 都査 第 - 号
宅地造成及び特定盛土 等規制法第 12 条に基づ く許可年月日及び番号	年 月 日 都査 第 - 号
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日
備 考	